

していせいかつかいごじぎょうしょ  
「指定生活介護事業所 こうずみ とよおか」 じゅうようじこうせつめいしょ  
重 要 事 項 説 明 書

とうじぎょうしょ りょうしゃ 「せいかつかいご」 ていきょう  
※ 当 事 業 所 で は、 利 用 者 へ 『 生 活 介 護 』 を 提 供 し ま す。  
とうさーびす りよう げんそく かいごきゅうふまた くんれんとうきゅうふ しょうがいしやそうごうしえんほう  
当 サ ビ ス の 利 用 は、 原 則 と し て 介 護 給 付 又 は 訓 練 等 給 付 の 障 害 者 総 合 支 援 法 に  
じりつしえんきゅうふ う かた たいしょう  
お け る 自 立 支 援 給 付 を 受 け た 方 が 対 象 に な り ま す。

ほんじゅうようじこうせつめいしょ とうじぎょうしょ さーびす りようけいやく ていかつ きぼう かた たい  
本 重 要 事 項 説 明 書 は、 当 事 業 所 と サ ビ ス の 利 用 契 約 の 締 結 を 希 望 さ れ る 方 に 対 し  
しゃかいふくしほうだい じょう もと とうじぎょうしょ がいよう ていきよう さーびすないよう  
て、 社 会 福 祉 法 第 76 条 に 基 づ き、 当 事 業 所 の 概 要 や 提 供 さ れ る サ ビ ス 内 容 、  
けいやくじょう ちゅうい せつめい  
契 約 上 ご 注意 い た だ き た い こ と を 説 明 す る も の で す。

もくじ  
◇◆目次◆◇

さーびす ていきよう じぎょうしょ	2
1. サービスを 提 供 す る 事 業 所 .....	2
りようじぎょうしょ	2
2. 利 用 事 業 所 .....	2
さーびす かかわ せつび がいよう	2
3. サービスに 係 る 設 備 な ど の 概 要 .....	2
じゅうぎょうしや はいちじょうきょう	3
4. 従 業 者 の 配 置 状 況 .....	3
とうじぎょうしょ ていきよう さーびす りようりょうきん ふたんけいげん	4
5. 当 事 業 所 が 提 供 す る サ ビ ス と 利 用 料 金 、 負 担 軽 減 .....	4
りようしゃ せいかつかいごとう りよう ばあい たいおう	8
6. 利 用 者 が 生 活 介 護 等 を 利 用 さ れ な か つ た 場 合 の 対 応 に つ い て .....	8
りようしゃ きろく じょうほう かんり かいじ	9
7. 利 用 者 の 記 録 や 情 報 の 管 理、 開 示 に つ い て .....	9
ぎやくたいぼうしたいさく	10
8. 虐 待 防 止 対 策 .....	10
くじょううけつけ	10
9. 苦 情 受 付 に つ い て .....	10

しゃかいふくしほうじん おたるよつば がくえん  
社会福祉法人 小樽四ツ葉学園

こうずみ とよおか

とうじぎょうしょ していせいかつかいご してい う  
当 事 業 所 は 指 定 生 活 介 護 の 指 定 を 受 け て い ます。  
せいかつかいご してい だい ごう  
生 活 介 護 (指 定 第 0112500400 号)

さーびす ていきょう じぎょうしゃ  
1. サービスを提供する事業者

めい しょう 名 称	しゃかいふくしほうじん おたるよつばがくえん 社会福祉法人 小樽四ツ葉学園
しょざいち 所在地	おたるしさくら ちょうめ ばん ごう 小樽市 桜 3丁目10番1号
でんわ ふあつくすばんごう 電話・FAX番号	でん わ ふあつくす 電話 0134-54-7404 FAX 0134-54-7428
だいひょうしゃしめい 代表者氏名	りじちょう かせの きいちろう 理事長 紺野 喜一郎

り よ う じ ぎ ょ う し ょ  
2. 利用事業所

じぎょうしょ しゅるい 事業所の種類	していせいかつかいごじぎょうしょ 指定生活介護事業所
じぎょうしょ めいしょ 事業所の名称	こうずみ とよおか
おも たいしょうしゃ 主たる対象者	ちてきしょうがいしや 知的障害者
しせつ しょざいち れんらくさき 施設の所在地と連絡先	よいちちょうとよおかちょう ばん 余市町 豊丘町 590番 でんわ ふあつくす 電話 0135-22-6591 FAX 0135-22-6424
しせつちょう かんりしや [施設長(管理者)]	まつ い しん ご 松井 真吾
かんりせきにんしや [サービス管理責任者]	かた やま ひろ ゆき 片山 裕之
じぎょう もくてき 事業の目的 およ うんえいほうしん 及び運営方針	うんえいきていたい じょう もくてき だい じょう うんえい ほうしん じゅん 運営規程第1条の目的と第2条の運営の方針に準ずる
かいせつねんがっぴ 開設年月日	へいせい ねん がつ にち 平成23年11月1日
ていいん 定員	めい 40名
えいぎょうび 営業日	げつようび どようび 月曜日から土曜日
えいぎょうじかん 営業時間	げつようひ きんようひ じ じ どようひ じ じ 月曜日～金曜日 9時～16時・土曜日 9時～13時
きゅうぎょうび 休業日	にちようび こくみん しゅくじつ ねんまつねんし がつ にち がつ か 日曜日、国民の祝日、年末年始(12月29日から1月3日) た じぎょうしゃ ひつよう みと ひ その他、事業者が必要と認めた日

じつししいき 実施地域	よいちちようおよ おたるし にきちょう ふるびらちょう あかいかわむら 余市町及び小樽市、仁木町、古平町、赤井川村とします
----------------	--

さー びす かかわ せつび がいよう

### 3.サービスに係る設備などの概要

せつび がいよう

#### (1)設備の概要

せつび しゅ るい 設備の種類	せつби ないよう 設備の内容	び こう 備考
きょうつうせつび 共通設備	さぎょうしつ きゅうけいしつ そうだんしつ しょくどう せんめんじょ といれ 作業室、休憩室、相談室、食堂、洗面所、トイレ	
ひじょうさいがいせつび 非常災害設備	ばんかさいつつほうそうち しようかせつび 119番火災通報装置、消火設備	

とうじぎょうしょ じょうき しせつ せつび りよう

※当事業所では、上記の施設・設備をご利用いただくことができます。

こうせいろうどうしよう さだ きじゅん せいかつかいご さー びす ていきよう  
これらは厚生労働省が定める基準により、『生活介護』のサービス提供において

せっち ぎむづ しせつ せつび りよう りようしや とくべつ ふたん  
設置が義務付けられている施設・設備です。ご利用については、利用者に特別にご負担いただ

ひよう  
く費用はありません。

#### (2)施設・設備ご利用上の注意事項

とうじぎょうしょ しせつ せつび りよう いか てん ちゅういくだ

当事業所において、施設・設備をご利用いただくにあたって以下の点にご注意下さい。

じぎょうしょない きけんぶつ かねつきぐ だんぼうきぐ どうぶつ げんそく もこ  
①事業所内に危険物、加熱器具、暖房器具、動物など原則として持ち込むことができません。

きょうつうしせつ せつび しきち ほんらい ようと したが しよう また たいせつ あつか  
②共通施設・設備、敷地をその本来の用途に従って使用してください。又、大切に扱う

つと こい また ちゅうい はら こと さ  
ように努めてください。故意に、又はわざかな注意を払う事により避けられたにもかかわらず、  
しせつ せつび こわ よご ばあい りようしや じこふたん げんじょう かいふく  
施設の設備を壊したり、汚したりした場合、ご利用者に自己負担により現状に回復していた  
また そうとう だいか しばら  
だくか、又は相当の代価をお支払いいただくことがあります。

### 4.従業者の配置状況

じゅうぎょうしや はいち こうせいろうどうしよう さだ していきじゅん じゅんしゅ

従業者の配置については、厚生労働省の定める指定規準を遵守しています。

とうじぎょうしょ りようしや たい せいかつかいご ていきよう かき しょくしゅ じゅう  
当事業所では利用者に対して『生活介護』を提供するものとして、下記の職種の従

ぎょうしや はいち  
業者を配置しています。

しょく しゅ 職種	じょうきん 常勤	ひじょうきん 非常勤
しせつちょう かんりしや 1.施設長(管理者)	めい 1名	
さー びす かんりせきにんしや 2.サービス管理責任者	めい 1名	

3. 生活支援員 かんごし	めい 1名	めい 10名
4. 看護師		めい 1名

とうじぎょうしょ ていきよう さーびす りようりょうきん ふたんけいげん  
**5. 当事業所が提供するサービスと利用料金、負担軽減**

さーびすりようけいやくしょだい じょう だい じょう  
**(サービス利用契約書第4条、第5条)**

とうじぎょうしょ りようしや たい いか さーびす ていきよう  
 当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

かいごきゅうふどう きゅうふ さーびす  
**①介護給付等から給付されるサービス**

りようりょうきん ぜんがく りようしや ふたん さーびす いがい さーびす  
**②利用料金の全額をご利用者に負担いただくサービス[①以外のサービス]**

とうじぎょうしょ ていきよう さーびす りようりょうきん  
**(1) 当事業所が提供するサービスと利用料金**

じょうき さーびす しえんほう もと こうせいろうどうだいじん さだ きじゅん  
 上記のサービスについては、支援法に基づく厚生労働大臣が定める基準によるもの

さーびす か ひよう しちょうそん さだ じょうげんふたんがく じぎょうしゃ  
 とし、サービスに掛かる費用として市町村が定めた上限負担額となります。事業者が

かいごきゅうふひ きゅうふ しちょうそん ちょくせつう と だいりじゅりょう ばあい りようしや  
 介護給付費などの給付を市町村から直接受け取る(代理受領する)場合、利用者は、

りようしやふたんがく さーびすりようりょうきんぜんたい じょうげんふたんがく じぎょうしょ しら  
 利用者負担額として、サービス利用料金全体の上限負担額を事業所にお支払い

りようしやふたんがく なお かいごきゅうふひ きゅうふ さーびす ばあい  
 ただきます。(利用者負担額といいます) 尚、介護給付費などが給付されるサービスに場合で

だいりじゅりょう おこな ばあい しようかんばら ばあい ふく ぜんがく じ  
 も、代理受領を行はない場合(償還払いの場合も含む)については、いったん全額を事

ぎょうしょ しら ふたん けいげん てきよう ばあい かぎ  
 業所に、お支払いいただきます。ただし、負担の軽減などが適用される場合は、この限り  
 ではありません。

さーびす がいよう

**【サービスの概要】**

すべ さーびす こべつしえんけいかく もと こべつしえんけいかく  
 全てのサービスは、[個別支援計画]に基づいておこなわれます。この[個別支援計画]は、  
 りようしや じりつせいかつ しん さまざま かだい かいけつ もくでき ほんじぎょうしょ さーびす  
 利用者の自立生活を支援し、様々な課題の解決を目的として、本事業所のサービス  
 かんりせきにんしや さくせい さーびすたんとうしやかいぎ かくにん あと りようしや どうい いただ  
 管理責任者が作成し、サービス担当者会議で確認された後、利用者の同意を頂くもの

なお こべつりようしや うつ りようしや こうふ  
 です。尚、個別利用者の写しは、利用者に交付いたします。

かいご てきせつ ぎじゅつ も りようしや しんしん じょうきょう おう じりつしん にちじょう  
**I [介護]～適切な技術を持って、利用者の心身の状況に応じて自立支援・日常生活の充実のための介護を提供します。**

はいせつ じりつ ひつよう えんじょ おむつ こうかん おこな

・排泄の自立に必要な援助やオムツの交換を行います。

りょう きが せいよう たにちじょうせいかつじょうひつよう しん てきせつ おこな

・離床、着替え、静養、その他日常生活上必要な支援を適切に行います。

しょくじ あっせん  
II[食事の斡旋]

りようしや しょくじ あっせん  
・利用者の食事を斡旋します。1食370円(食事時間は12:00~13:00です)

けんこうかんり  
III[健康管理]

つね りようしや けんこうじょうきょう ちゅうい きょうりょくいりょうきかん つう けんこうほじ  
・常に利用者の健康状況に注意し、協力医療機関を通じて健康管理のため  
てきせつ しえん おこな ふくやくかんり とうじぎょうしょ かんごしょくいん そうだん うえ おこな  
の適切な支援を行います。服薬管理は、当事業所の看護職員と相談の上、行  
います。

しょくたくい ないかいいん  
嘱託医 わたなべ内科医院  
しょくたくい まいつき かいしんさつ び もう ないかけんしん けんこうかんり つと  
※嘱託医により、毎月1回 診察日を設け、内科検診をして健康管理に努めます。

りようしや せんもんいし しんだん ちりょう よう こと ぱあい かき  
※利用者が、専門医師などの診断や治療を要する事になった場合には、下記の  
きょうりょくいりょうきかん じゅしん ちりょう う こと  
協力医療機関において受診・治療を受ける事ができます。

しんさつひ そうげい か ひよう ぶ ふたん ぱあい  
(診察費ならびに送迎に掛かる費用を1部ご負担いただく場合があります。)

いりょうきかん 医療機関	しょざいち 所在地	しんりょうかもく 診療科目
ないかいいん わたなべ内科医院	よいちちょうおおかわちょう ちょうめ ばんち 余市町大川町6丁目12番地	ないか 内科
あらきしか 荒木歯科	よいちちょうくろかわちょう ちょうめ ばんち 余市町黒川町2丁目207番地	しか しかきょうせい 歯科、歯科矯正
はやしひょういん 林病院	よいちちょうやまたまち ばんち 余市町山田町50番地	せいしんか しんけいか ないか 精神科、神経科、内科
よいちきょうかいびょういん 余市協会病院	よいちちょうくろかわちょう ちょうめ ばんごう 余市町黒川町19丁目1番1号	ないか げか せいけいが 内科、外科、整形外科

りようしや びょうじょうきゅうへんなど きんきゅうじ すみ いりょうきかん れんらく おこな  
※利用者の病状急変等の緊急時は、速やかに医療機関への連絡などを行  
います。

そうだんおよびえんじょ  
IV[相談及び援助]

つね りようしや しんしん じょうきょう せいかつかんきょうなど てきかく はあく つと また  
・常に利用者の心身の状況や、生活環境等の的確な把握に努めます。又、  
りようしや かぞく たい てきせつ そうだんたいおう じょげん えんじょなど おこな つね れんけい はか  
利用者や家族に対し、適切な相談対応、助言、援助等を行い、常に連携を図ります。

にっちゅうかつどう  
V[日中活動]

りようしや しょうがいとくせい くふう も いか かつどう  
・利用者の障害特性をふまえ、工夫を持って以下の活動をしています。

けんこう たいりょくいじ さんば けいうんどう らじおたいそうとう どらいぶ  
①健康、体力維持のため散歩や軽運動(ラジオ体操等)、ドライブなど

えいせいしえん せいよう はみが  
②衛生支援として、整容、歯磨き

せいさんかつどう  
[生産活動]

いたくさぎょう だんぱーるかこう ぱっく こめぶくろりさいくるさぎょう かれんだーま  
①委託作業～ダンボール加工、うにパック、米袋リサイクル作業、カレンダー巻き

やく そ しゅうかく せんべつ せんじょう かんそう かこう さいだん ふくろづ  
②薬草～収穫、選別、洗浄、乾燥、加工(裁断、袋詰め)

こうちん しはら  
(工賃の支払い)

じょうきせいさんかつどう じぎょうしゅうにゅう ひつようけいひ さ ひ がく そうとう きんがく  
上記生産活動における事業収入から必要経費を差し引いた額に相当する金額

こうちん せいさんかつどう じゅうじ りょうしゃ しはら  
を工賃として、生産活動に従事している利用者に支払います。

さ一びすりようりょうきん にち  
【サービス利用料金(1日あたり)】

かき りょうきんひょう さ一びすりようきん かいごきゅうふひ きゅうふがく のぞ  
(1)下記の料金表によって、サービス料金から、介護給付費などの給付額を除いた

きんがく ぜんたいがく わり のぞ きんがく ぜんたいがく わり りょうしゃふたん しょくひ こうねつすいひ  
金額(全体額の9割)を除いた金額(全体額の1割=利用者負担)と食費・光熱水費の

ごうけいきんがく りょうしゃ しはら  
合計金額を利用者にお支払いいただきます。

べつと こべつげんめん ふたんけいげんそち  
(別途、個別減免などの負担軽減措置があります)

りょうしゃ ていどくぶん 1. 利用者の程度区分と りようりょう 利用料	くぶん 区分2	くぶん 区分3	くぶん 区分4	くぶん 区分5	くぶん 区分6
	えん 円	えん 円	えん 円	えん 円	えん 円
うちわけ 内訳 しょうがいていどくぶん おう ①障害程度区分に応じた りようりょう 利用料					
せんもんてき しえん か ②専門的な支援に掛かる りようりょう 利用料					
うち かいごきゅうふひ 2. 内、介護給付費などから きゅうふ きんがく 給付される金額					
さ一びすりよう か じこふ 3. サービス利用に掛かる自己負 たんがく ていりつふたん 担額(定率負担)(1-2)					
しょくじ か じこ ふたんがく 4. 食事に掛かる自己負担額	ちゅうしょく しょく えん 昼食1食 370円				
じこ ふたんがく ごうけい 自己負担額の合計 =3+4+5					
	えん 円	えん 円	えん 円	えん 円	えん 円

ふたん きんがく しちょうそん はっこう しょうがいふくしさー びすじゅきゅうしや  
※ご負担いただく金額については、市町村が発行する障害福祉サービス受給者に

きさい きんがく はんない がく およ しょくひ こうねつすいひ  
記載された金額の範囲内の額、及び食費、光熱水費といたします。

せいかつかいごさー びす りよう ばあい たいおう  
【生活介護サービスなどを利用されなかつた場合の対応について】

さー びすりようけいやくしょだい じょう  
(サービス利用契約書第14条)

なん りゅう せいかつかいごさー びす りよう ばあい かてい ほうもん  
※何らかの理由で生活介護サービスを利用されなかつた場合には、家庭などへ訪問によ

そだん しんえん また でんわ そだんしんえん じっし  
る相談・支援、又は電話による相談支援を実施しています。

かてい ほうもん そだんしんえん つき かい  
①家庭などへの訪問による相談支援(月2回まで)

うち よう 内 容	けっせき じ たいおう ほうもん 欠席時の対応(訪問)	び こう 備 考
さー びすりようりょうきん 1. サービス利用料金	つき かい げんど かい 月2回を限度として、1回あたり じかん えん ① 1時間まで 1,903円 じかん こ ばあい えん ② 1時間を超えた場合 2,850円	
うち かいごきゅうふびとう きゅうふ きんがく 2. 内、介護給付日等から給付される金額		
じこふたんがく 3. 自己負担額(1-2)		

でんわとう そだんしんえん つき かい  
②電話等による相談支援(月4回まで)

ない よう 内 容	けっせき じ たいおう でんわなど 欠席時の対応(電話等)	び こう 備 考
さー びすりようりょうきん 1. サービス利用料金	つき かい げんど かい えん 月4回を限度として、1回あたり956円	
うち かいごきゅうふひ きゅうふ きんがく 2. 内、介護給付費などから給付される金額		
じこふたんがく 3. 自己負担額		

いがい さー びす  
(2) (1)以外のサービス

かき さー びす かいごきゅうふなど きゅうふたいしょ さー びす  
下記の①～③のサービスについては、介護給付等の給付対象とならないため、サービス  
の提供をご希望される場合には、別紙の記載に従いサービスを提供し、所定の料  
金をお支払いいただきます。尚、この所定の料金は、経済状況の著しい変化そ  
の他やむ不得ない事由がある場合、相当な額に変更する事があります。その場合、事前に  
変更の内容ならびに変更する事由について、変更を行なう2ヶ月前までに、ご説明いたし  
ます。

とくべつ さーびす ていきょう ともな ひよう  
①特別なサービスの提供と共に伴う費用

かいごきゅうふとう しきゅう にちじょうせいかつじょう しょひよう  
②介護給付等から支給されない日常生活上の諸費用

た  
③その他( )

た さーびす か りようりょうきん  
(3)その他のサービスに掛かる利用料金

かげつ りょうきん しはら さーびす  
(ア)1ヶ月ごとに料金を、お支払いいただくサービス

りようさーびす ご利用サービス	りようりょうきん 利用料金
べんとうだい しょく しょくすう 弁当代(1食 370円×食数)	じつ び 実費

かい りよう しはら さーびす  
(イ)1回のご利用ごとにお支払いいただくサービス

りようさーびす ご利用サービス	りようりょうきん 利用料金
1. 利用者の家族が希望する在園証明書	かい えん 1回200円
2. インフルエンザなどの予防接種費用	じつ び 実費
3. 利用者の自由参加によるクラブ活動に伴う材料費及び諸経費	じつ び 実費
4. 利用者の希望する宿泊旅行、外出サービス(職員引率費含む)	じつ び 実費

りようりょうきん  
(4)利用料金

ぜんき りょうきん ひよう かげつ けいさん せいきゅう よくげつまつじつ  
前期(1)(2)の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、ご請求いたしますので、翌月末日まで

いか ほうほう しはら  
でに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

ア. 直接事務所窓口での現金支払い

イ. 下記指定口座への振込み

ほつかいどうしんようきんこ よいちらん ふつうよきん  
北海道信用金庫 余市支店 普通預金 171921

ほくようぎんこう よいちらん ふつうよきん  
北洋銀行 余市支店 普通預金 0021686

こうざめいぎ  
口座名義

しゃかいふくしほうじん おたるよ ばがくえんぶんえん  
社会福祉法人 小樽四ツ葉学園分園

よいちらん えん ちょう まつい しんご  
余市幸住学園 園長 松井 真吾

りようしゃ せいかつかいごさーびす りよう ばあい たいおう  
6. 利用者が生活介護サービスを利用されなかつた場合の対応について

つうしょ とうじぎょうしょ りよう りようしゃ なん じじょう さーびす りよう  
通所により当事業所を利用されている利用者が、何らかの事情によりサービスの利用を

とけ ぱあい たいおう いか さーびすりよう ぱあい りよう  
取り消された場合などの対応は以下のとおりです。サービス利用されなかつた場合には、利用  
しやおよ かぞく どうい じたく ほうもん でんわなど そうだんしえん おこな  
者及び家族の同意のもと、ご自宅などへの訪問や電話等による相談支援を行います。

かてい ほうもん そうだんしえん  
**①家庭などへの訪問による相談支援**

じょうじさーびす りよう りようしゃ しんしん じょうきょう へんか かいじょうれん  
常時サービスを利用されている利用者が、心身の状況の変化などにより5日以上連  
ぞく りよう ぱあい りようしゃ どうい かた じたく ほうもん ひ つづき  
続して利用されなかつた場合、利用者の同意のもと、その方のご自宅を訪問して、引き続き  
さーびす りよう しえん こべつしえんけいかく みなお など おこな  
サービスをご利用いただくための支援や個別支援計画の見直し等を行います。

でんわなど そうだんしえん  
**②電話等による相談支援**

きゅうきょさーびすりよう とけ ぱあい じたくなど でんわ あんび ふく ひつよう  
急遽サービス利用を取り消された場合など、ご自宅等にお電話し、安否を含め必要な  
そうだんしえん おこな  
相談支援を行います。

りようしゃ きろく じょうほう かんり かいじ さーびすりようけいやくしょだい じょう こう  
**7. 利用者の記録、情報の管理、開示について(サービス利用契約書第8条6項)**

じぎょうしゃ かんけいほうれい もと りようしゃ きろく じょうほう てきせつ かんり りようしゃ  
事業者は、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者  
もと おう ないよう かいじ かいじ さい ひつよう こびーりよう しょひよう  
の求めに応じてその内容を開示します。(開示に際して必要なコピー料などの諸費用は、  
りようしゃ ふたん  
利用者の負担となります。)

ほんじぎょうしょ きろく こうもく つぎ  
※本事業所における記録の項目は次のとおりです。

こべつしえんけいかく  
**1)個別支援計画**

さーびすていきよう ぐたいてき ないよう  
**2)サービス提供の具体的な内容**

りようしゃ しょうがい じょうたい きゅうふとう じゅきゅうじょうきょう こうせいろうどう  
**3)利用者の障害の状態ならびに給付等の受給状況について、厚生労働**

しょうれい ぎむづ しちょうそん つうちじこう  
省令で義務付けられた市町村への通知事項

え しんたいこうそくなど おこな ぱあい じょうきょう きんきゅう え りゆう  
**4)やむを得ず身体拘束等を行った場合の状況や緊急やむを得ない理由など**

りようしゃ くじょうないよう  
**5)利用者からの苦情内容**

じこ じょうきょうおよ じこ さい たいおう  
**6)事故の状況及び事故に際しての対応**

ほぞんきかん さーびすていきようかんりようび ねんかん  
●保存期間は、サービス提供完了日から5年間です。

えつらん こびー まどぐちぎょうむ ごぜん ごご  
●閲覧、コピーできる窓口業務は午前10:00から午後3:00です。

## 8. 虐待防止対策

虐待を防止するため、次の措置を講じます。

### (1) 研修の機会

研修を通じ、職員の人権意識の高揚、知識や技術の向上に努めます。

### (2) 支援の実施

個別サービスプログラムの作成など適切な支援を実施します。

### (3) 体制・環境

職員が支援に当たっての悩みや苦労などを相談できる体制を整えるほか、職員が利用者との権利擁護に取り組める環境の整備を講じます。

## 9. 苦情の受付について(サービス利用契約書第16条)

### (1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は下記の担当者が受け付けます。それは口頭、面接、手紙、電話などどのような方法でもかまいません。匿名でも受付を行いますが、解消困難になる事も予想されます事を承知おき下さい。

当事業所は、苦情解決責任者である理事長が、その苦情などに誠意を持って対応いたします。又、苦情解決に社会性や客観性を保持するために第三者で構成する委員会を設置し、その第三者委員の助言や立会いを求めて、解決に努めます。尚、第三者委員に直接、苦情を申し出る事もできます。

○苦情受付窓口(担当者) 生活支援員 工藤 孝典、及川 由香、高橋 里奈

○受付時間 毎週月曜日から金曜日 9:00~16:00

電話番号 0135-22-5515 FAX 0135-22-6424

○苦情解決責任者 理事長 紺野 喜一郎

○第三者委員

福原 正二 ☎0134-54-5975

せきぐち まさお  
関口 正雄 0134-24-4731

きたじま きょうこ  
北嶋 恭子 0134-25-9552

ぎょうせいきかん たくじょうかいけつきかん  
(2) 行政機関その他の苦情解決機関

きょじゅuchi しちょうsoñ ちょうsoñyakuba 居住地の市町村・町村役場	ふくしたnとうか 福祉担当課
ほっかいどうふくし 北海道福祉サービス うんえいてきせいかいいんかい 運営適正化委員会 ほっかいどうしゃかいふくしきょうざかい (北海道社会福祉協議会)	〒060-0002 さっぽろしちゅうおうくきた じょうにし ちょうめ 札幌市中央区北2条西7丁目 かでる2・7 せんもんでんわ 専門電話 011-204-6310
ほっかいどう ほけんふくしふ 北海道(保健福祉部)	〒060-0002 さっぽろしちゅうおうくきた じょうにし ちょうめ 札幌市中央区北3条西6丁目 でんわ だいひょう 電話 011-231-4111(代表)

せいかつかいごじぎょうしょ 生活介護事業所「こうづみ とよおか」のサービス提供開始に際し、本書面に基づき重要事項

の説明を行いました。

じぎょうしょめい  
事業所名

こうづみ とよおか

せつめいしゃ  
説明者

じょくめい  
職名 サービス管理責任者

かんりせきにんしや  
氏名

いん  
印

どう 同 意 書

わたし ほんしょめん もと じぎょうしゃ じゅうようじこう せつめい う  
私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、

せいかつかいごじぎょうしょ 生活介護事業所「こうづみ とよおか」サービスの提供開始に同意しました。

へいせい  
平成 年 月 日

丁

りょうしゃじゅうしょ  
利用者住所

しめい  
氏名

いん  
印

丁

だいりにんじゅうしょ  
代理人住所

しめい  
氏名

いん  
印

(続柄

)